



第47回 旅行代金つて

なんだろう

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

旅行代金に含まれるもの、含まれていないもの

旅行者の視点から募集型企画旅行の「旅行代金」に何を含めるか、何を含めないかは原則として企画旅行者が自由に決めれば良いことです。しかし、自由に決めては良いと言っても、広告表示上の制約があります。プロ野球観戦ツアー、コンサートツアーなど、ツアータイトルに記載したイベントの入場券は旅行代金に含めなければならずとされています(「企画旅行に関する広告の表示基準等について」2(4)①)。また、燃油サーチャージも、原則として旅行代金に含めるものとされています。

一方、海外空港諸税や空港施設使用料等は旅行代金に含めず、別途、収受することが多いようです。取引条件説明書面に金額(現地通貨額・日本円換算額・換算レート等)を明確に記載し、過不足が発生した場合(後日精算をする方法です。しかし、これらを旅行代金に含めてしまい過不足が生じて一切精算しないと明示して契約することもできますので、この場合はこれらを含めた金額が旅行代金となります。

お支払額と旅行代金は違うもの

その結果、お客様が旅行者に支払う金額は旅行代金とは必ずしも一致しないことになります。海外空港諸税や空港施設使用料等を「旅行代金に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの」とした場合は、旅行代金にこれらの額を加えた金額がお客様のお支払額となります。一方で、取引条件説明書面には、取消料や変更保証金は「旅行代金の〇〇%」と記載し、旅行代金がこれらの計算をする基準となるのが明確になっています。

なぜ、こんな面倒なことをするのでしょうか。空港諸税などは航空券に、切り込まれるため、旅行代金に含めてしまった方が簡便に見えますが、こうすると、空港諸税が急に新設された場合、あるいは増額された場合のリスクは旅行者が負うことになる他、取消料の算定にあたっては空港諸税の一部とはいえ旅行者の収入になるのは腑に落ちないと考える旅行者がいなくとも限りません。したがって、空港諸税などは旅行代金に含まれるのは消費者感覚に合致しないと考えるべきものなのでしょう。旅行者は、これらの要素を勘案して、「旅行代金に含まれるもの・含まれないもの」を決めることとなります。

イベント以外の旅行サービスは？

ツアータイトルに記載したイベントの入場券を旅行代金に含めなければならぬのは、その旅行代金でタイトルに記載したイベントに入場できると考え

るのが通常だからです。では、ツアータイトルに記載したイベント以外の旅行サービスはどうでしょうか。やはり、取引条件説明書面の日程上に記載した旅行サービスについては、原則として旅行代金に含めるべきでしょう。かつて、当室へいただいたご質問に「アメリカ国内を航空機で移動するのだが、予約して直ちに発券しなければならぬ航空券なのでキャンセルした場合のリスクが高い。日程表等でお客様に判るように表示しておけば、この区間だけ募集型企画旅行からはずして『お客様ご自身の手配となります』としておき、別途、手配旅行契約で引き受けてもよいか」というものがありました。確かに、旅行代金に含めるべき項目について旅行業法令には具体的な規定はありません。しかしながら、ご相談者が考えている募集型企画旅行で「ポストン・ニューヨーク8日間」とツアータイトルで謳っておきながら、パンフレットの中身をよく見たら「ポストンからニューヨークへの移動費用は旅行代金には含まれていません。お客様ご自身で移動してください」となっているとどうでしょうか。いくら「きちんと書面に記載しております」と抗弁しても、消費者を誤認させるような表示であるとして、誇大広告の禁止(法第12条の8)に該当する可能性は否定できません。したがって、ツアータイトルを見たお客様が、通常であれば旅行代金に含まれていると理解するようなサービスは旅行代金に含めておかなければならない、と考えるのが順当です。(杉原)